

公表日：令和6年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	78.3%
正社員	80.9%
非正社員	71.7%

対象期間：令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

賃 金：基本給、超過勤務に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当、旅費等を除く

正 社 員：出向者は除く

非正社員：嘱託、月給制の契約社員、フルタイマー及びパートタイマー

※ 人員数については、毎月の給与支給日現在に在籍する人員数で算出

【注釈・説明】

- 在籍社員比率は男性労働者が92.0%、女性労働者が8.0%となっております。
- 当社では、性別で賃金に差がない賃金制度を採用しておりますが、差異が生じた主な要因としては、女性労働者の大半は事務職員を務めており、男性労働者の大半は手当が多く支給される乗務員、指導員及び整備士を務めていることが影響しております。
- 非正社員は、事務職員の男性労働者は比較的賃金の高い嘱託が多く、女性労働者は年間を通して労働時間の少ないパートタイマーが多いことが主な要因となっております。